

此花区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市此花区役所住民情報業務等委託	その他	株式会社パソナ	168,520,000	令和5年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市此花区役所住民情報業務等委託

2. 契約の相手方

株式会社パソナ

3. 随契約理由

此花区役所住民情報業務等は区役所窓口の顔を担う重要な業務であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を遂行する必要がある。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において選定した結果、株式会社パソナについて、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナと随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪市此花区役所 窓口サービス課（住民情報）(06-6466-9963)